

6. 9. 27
1734

五、公傷の場合治療費は船主側にて全額負担し外に手當金一百五十拾支

(一日に對し)支給せられたし

六、京橋小岩間を航行する場合に定期の二日前に仕込まれたし

七、船主出先より任意當に於て代表として貸金に出頭したる時依頼者より渡されたし

八、船具完備せられたし

九、作事の場合船夫の要求通り作事をし貸金外に一日金一百五十拾支支給せられたし

一〇、毎月各自の勘定を明細に示されたし

一一、折船の或上段下段は原則として民船を附するに

但し止むなく手漕の場合はその處分を船主より支給せられたし

右之通り取願候也

昭和五年九月十五日

右大三商船夫一同

大三商店 佐藤平助殿

右及申(一通)取候也

然方秘第三三三四條

昭和五年九月十五日

警署視檢監 丸山鶴士

内務大臣 平達 謹 裁 殿

社会司 局長 官 殿

神奈川縣知事 山縣治郎殿

大三田港商店 芳乃 傷入 手 議 三 同 名 件

(ネニ報——廿四日付)

要旨——水漬身に付し強硬な態度を保持し相対時ノ状態ノシ
係記無傷手議前報後ノ状者存記ノ通り

一 記